

桝組壁工法を用いた建築物における 適正な設計について

桝組壁工法を用いた建築物又は建築物の部分の構造方法については、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 80 条の 2 に基づき、H13 国土交通省告示第 1540 号（以下「桝組告示」という。）に規定する技術的基準に従った構造とする必要があります。

一方で、令第 10 条第 3 号ロ、同条第 4 号ロ及び H19 国土交通省告示第 1119 号の規定により、建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物に掲げる建築物で建築士の設計に係るものは、その構造方法について同法第 6 条の 4 第 1 項の規定による確認の特例の対象となる部分※があり、当該部分の構造関係規定への適合について、設計者に責任が委ねられています。

つきましては、以下の「特に注意を要する内容」を踏まえ適切に設計を行っていただくようお願いします。

※ 確認の特例の対象とならない部分は、以下のとおりです。（関連図書の添付が必要）

- ・ 桝組告示第 9 及び第 10
- ・ 令第 81 条第 2 項第 1 号イに規定する保有水平耐力計算
（いずれも当該構造計算を行うことで、桝組告示の一部が適用除外となります。）

特に注意を要する内容

- 1 耐力壁長さの算定について、階の床面積に乗ずる数値は多雪区域内外を考慮しているか。
（桝組告示第 5 第 5 号）
- 2 耐力壁線又は小屋の屋根・外壁に設ける開口部の幅が規定の長さ以下であるか。
（桝組告示第 5 第 12 号、第 7 第 10 号）
- 3 小屋組の各部材相互及び部材と頭つなぎ又は屋根下地材について、適切に緊結されているか。
（桝組告示第 7 第 9 号）
- 4 仕様規定（桝組告示第 1～第 7）の一部の適用除外に際し、適切な構造計算を行っているか。
（桝組告示第 9、第 10、第 12）

※ その他の規定についても、十分に注意のうえ適切な設計をお願いします。

（問い合わせ先）

長野県建設部建築住宅課指導審査係

TEL : 026-235-7335 FAX : 026-235-7479